

香川労働局発表

令和7年7月10日

香川労働局雇用環境・均等室

雇用環境改善・均等推進監理官 美藤 佳子

室長 補佐 石井 暢樹

(電話) 087 - 811 - 8924

HP: <https://jsite.mhlw.go.jp/kagawa-roudoukyoku/>**改正育児・介護休業法等オンライン説明会を開催します！**

少子高齢化が進み、人口減少が加速している中、誰もが活躍できる社会を実現していくことが課題となっている現状を踏まえ、男女とも仕事と育児を両立できるよう、令和6年に育児・介護休業法が改正され、本年4月1日から順次施行されています。

本年10月1日からは柔軟な働き方を実現するための措置等が施行されること等を踏まえ、香川労働局(局長: 友住弘一郎^{ともずみこういちろう})は、改正育児・介護休業法の内容について理解を深め、法に沿った取組を進めていただくため、県内の企業等を対象に、香川県との共催により標記説明会を開催します。

記

1. 開催日時等

開催日	時間	場所	定員
令和7年 7月24日(木)	10:00～12:00	オンライン (Zoom ミーティングを使用します)	各回 50 名 (計 300 名)
	14:00～16:00		
令和7年 7月29日(火)	10:00～12:00		
	14:00～16:00		
令和7年 8月26日(火)	10:00～12:00		
	14:00～16:00		

2. 内容

- (1) 改正育児・介護休業法について
- (2) 両立支援等助成金などの助成金の活用について
- (3) 改正労働施策総合推進法、女性活躍推進法について
- (3) 次世代育成支援に向けた取り組みについて(企業担当者による事例紹介)
- (4) その他

<添付資料>

資料1 令和7年度改正育児・介護休業法等オンライン説明会リーフレット

資料2 育児・介護休業法改正ポイントのご案内